

## 第1 市町村の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 広域化の背景及びこれまでの経緯

- 消防を取り巻く環境の変化
- 人口の減少など
- 小規模消防本部の体制

### 2 本計画の位置づけ及び計画期間

計画の目的 自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組む  
内 容 令和6年度までに取り組むべき事項の基本的な方針  
計 画 期 間 令和2年度から令和6年度までの5か年

## 第3 消防の連携・協力の推進

### 1 連携・協力の必要性

- 災害が大規模化・頻発化、多様化する中で、消防力を維持・強化するためには、複数の消防本部間の連携・協力の推進が重要
- 連携・協力の推進が将来の広域化につながるものであるとの認識の下、積極的に推進することが必要

### 2 連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果

#### (1) 連携・協力の内容及び対象となる市町村

##### 【内容】

- 高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両の共同整備、違反処理や火災原因調査等の予防業務、専門的な人材の育成 など
- とりわけ、高機能消防指令センターの共同運用は、広域化につなげる効果が大きい。

##### 【対象となる市町村】

- 全ての市町村を対象に検討・協議を進める。

#### (2) 期待される効果

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備・維持管理に係る経費の効率的配分
- ・人員の効率的な配置・現場要員の増強
- ・ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上
- ・専門的な人材の育成

#### (3) 高機能消防指令センターの共同運用の推進

- 経費の節減、効果的・効率的な部隊運用などの効果が期待されており、共同運用の規模が大きいほど効果が大きいとされる。
- 効果に係る検証等を踏まえ、全県一区での共同運用について協議・検討を行う。

#### (4) 県の支援及び連携・協力実施計画の作成

- 県は、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、調整や情報提供、その他の必要な支援を行う。
- 市町村が消防の連携・協力を行おうとするときは、「連携・協力実施計画」を作成する必要がある。

## 第2 市町村の消防の現況と将来見通し

### 1 市町村の消防の現況

- 現在の消防体制
  - ・13消防本部(単独7「事務委託1を含む」、組合6)
  - ・消防吏員 2,032人
- 消防需要の動向
  - ・火災の発生件数は近年減少傾向
  - ・救急出動件数、救急搬送者数は増加傾向
- 消防需要の多様化への対応
  - ・災害の大規模化・激甚化、社会環境の変化、住民ニーズの多様化などを受けた対応が求められている。

### 2 市町村の消防の将来見通し

- 人口減少と高齢化が進展。
- 市町村の財政状況は厳しくなることが見込まれている。
- 災害の大規模化・頻発化、NBC災害、テロなど災害の多様化等に対応するため消防の役割はますます重要になり、消防体制の一層の強化が求められる。
- このような中で、消防の責務を果たしていくためには、広域化や連携・協力を通じた消防力の維持・強化のための方策を検討していく必要がある。

## 第4 将来の広域化のあり方

### 1 広域化の必要性

- 人口減少が進み、市町村の財政状況が一層厳しくなることが予想される中で、消防力を維持・強化していくことが困難な状況になることが懸念
- このため、行財政運営上の様々なメリットを実現し、消防力の維持・強化につながる広域化を推進することが必要

### 2 広域化のメリット

- 広域化には住民サービスの向上につながる、次のような効果があるとされる。
  - ①初動消防力、増援体制の充実
  - ②現場到着時間の短縮
  - ③予防業務・救急業務の高度化・専門化、計画的な研修の実施
  - ④高度な消防設備・施設等の整備
  - ⑤救急搬送における対応の統一化・標準化

### 3 広域化の進め方及び方向性

#### (1) 広域化の方向性

- スケールメリットを十分に得ることができる規模で実施する必要
- 消防署所の統廃合を目的とするものでなく、消防力の維持・強化につながる形で実施されることが重要
- 広域化のメリットの実現と懸念の解消がなされるよう、十分留意する必要

#### (2) 広域化対象市町村の組み合わせ及び消防広域化重点地域

- 全ての市町村を対象とし、組み合わせ、広域化の時期等を含め、検討・協議を進める。
- 消防広域化重点地域の指定についても、検討・協議を進める。

#### (3) 広域化の進め方

- 広域化の主体であり、最終的な責任を負う市町村の意向を尊重
- 連携・協力の効果や進捗等を、広域化の協議・検討に反映

### 4 広域化の推進に係る留意事項

#### (1) 広域化に対する住民等の懸念や課題

広域化に対する住民等の懸念の解消・解決のため、丁寧な説明や情報提供等に努める。

#### (2) 本県独自の事情等を勘案した効果の検証

本県独自の事情により十分な効果が見込めなかったり、デメリットが生じる可能性もあるため、効果の検証を行いながら協議・検討を進める。

#### (3) 防災や医療に係る関係機関との連携の確保

消防の連携・協力や広域化を効果的かつ円滑に進めるため、市町村の防災担当部局や消防団、医療機関との情報共有、連携の確保を図る。

## 第5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

### 1 広域化を推進するための体制

- 県は、市町村、消防本部等との協議に積極的に関与するとともに、情報提供や普及啓発、調査研究を行うなど、広域化の実現に向けた取組を積極的に支援する。

### 2 県の支援

- (1) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- (2) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等
- (3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- (4) 広域化に関する調査研究

## 第6 広域化後の消防の円滑な運営の確保

### 1 広域化後の消防の体制の整備

- 広域化消防運営計画の策定

### 2 構成市町村等間の関係

- 意思疎通、情報共有が円滑に行われるよう、運営方式を決定する必要

### 3 広域化後の消防体制整備のための方策

- 広域化が決定された場合には、十分協議のうえ定める必要
  - ① 構成市町村ごとの負担金の額、負担割合
  - ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
  - ③ 市町村長と消防長等との相互連絡、情報共有等に関する計画の策定
  - ④ 構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みの構築 など

## 第7 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保

### 1 消防団との連携の確保

- 常備消防との一元的な連絡調整をはじめ、緊密な連携の確保が必要

### 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

- 市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要

### 3 医療機関等との連携の確保

- 救急業務の高度化と適切な搬送・受入体制を整備していくため、消防本部と医療機関や介護施設、地域災害医療対策本部との協力関係構築のための取組が必要